

令和2年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和2年12月10日（木曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
 - 1 議案第78号 美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 2 議案第79号 美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 3 議案第80号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 4 議案第81号 美唄市体育センター条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 5 議案第82号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務・文教）
 - 6 陳情第1号 「総合計画」を議会の議決事件にすることを求める陳情（総務・文教）
 - 7 議案第83号 美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 8 議案第84号 美唄市税条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 9 議案第85号 美唄市介護保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 10 議案第86号 美唄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例制定の件（産業・厚生）
 - 11 議案第87号 美唄市空家等対策協議会条例制定の件（産業・厚生）
 - 12 議案第88号 市立美唄病院診断費及びその他料金徴収条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 13 議案第89号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）（産業・厚生）
 - 14 議案第90号 指定管理者の指定の件（美唄市峰延福社会館）（産業・厚生）
 - 15 議案第91号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内福社会館）（産業・厚生）
 - 16 議案第92号 指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福社会館）（産業・厚生）
 - 17 議案第93号 指定管理者の指定の件（美唄市東福社会館）（産業・厚生）
 - 18 議案第94号 指定管理者の指定の件（美唄市南福社会館）（産業・厚生）
 - 19 議案第95号 指定管理者の指定の件（美唄市日東福社会館）（産業・厚生）
 - 20 議案第96号 指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福社会館）（産業・厚生）
 - 21 議案第97号 指定管理者の指定の件（美唄市中村福社会館）（産業・厚生）
 - 22 議案第98号 指定管理者の指定の件（美唄市茶志内中央福社会館）（産業・厚生）
 - 23 議案第99号 指定管理者の指定の件（美唄市東明西福社会館）（産業・厚生）

- | | |
|--|---|
| <p>24 議案第 100 号 指定管理者の指定の件（美唄市東 4 条福社会館）（産業・厚生）</p> <p>25 議案第 101 号 指定管理者の指定の件（美唄市北福社会館）（産業・厚生）</p> <p>26 議案第 102 号 指定管理者の指定の件（美唄市開発福社会館）（産業・厚生）</p> <p>27 議案第 103 号 指定管理者の指定の件（美唄市癸巳福社会館）（産業・厚生）</p> <p>28 議案第 104 号 指定管理者の指定の件（美唄市総合福祉センター）（産業・厚生）</p> <p>29 議案第 105 号 指定管理者の指定の件（美唄市立茶志内双葉保育園）（産業・厚生）</p> <p>30 議案第 106 号 指定管理者の指定の件（美唄市立進徳保育園）（産業・厚生）</p> <p>31 議案第 107 号 指定管理者の指定の件（ピパオイの里プラザ）（産業・厚生）</p> <p>32 議案第 108 号 令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 8 号）（予算審査特別）</p> <p>33 議案第 109 号 令和 2 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 3 号）（予算審査特別）</p> <p>34 議案第 110 号 令和 2 年度美唄市下水道会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）</p> <p>35 議案第 111 号 令和 2 年度美唄市</p> | <p>介護保険会計補正予算（第 3 号）（予算審査特別）</p> <p>36 議案第 112 号 令和 2 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 3 号）（予算審査特別）</p> <p>37 議案第 113 号 令和 2 年度美唄市水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>第 3 桂沢水道企業団議会議員選挙</p> <p>第 4 美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙</p> <p>第 5 議案第 114 号 美唄市監査委員選任の件</p> <p>第 6 議案第 115 号 美唄市教育委員会委員任命の件</p> <p>第 7 議案第 116 号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件</p> <p>第 8 意見書案第 8 号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書</p> <p>第 9 意見書案第 9 号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める意見書</p> <p>第 10 意見書案第 10 号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書</p> <p>第 11 意見書案第 11 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書</p> |
|--|---|
-

◎出席議員（14名）

- | | |
|-----|----------|
| 議長 | 金子 義彦 君 |
| 副議長 | 桜井 龍雄 君 |
| 1 番 | 森 明人 君 |
| 2 番 | 伊藤 真久 君 |
| 3 番 | 齋藤 久美夫 君 |
| 4 番 | 山上 他美夫 君 |
| 5 番 | 山崎 一広 君 |

6番 川上美樹君
 7番 楠徹也君
 8番 松山教宗君
 9番 本郷幸治君
 10番 紫藤政則君
 12番 谷村知重君
 13番 小関勝教君

◎出席説明員

市長 板東知文君
 副市長 市川厚記君
 総務部長 猪谷憲恭君
 市民部長 松田公史君
 保健福祉部長 高橋英雄君
 経済部長 東貴弘君
 都市整備部長 米澤勝君
 市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
 消防長 相馬一司君
 総務部総務課長 平野太一君
 総務部総務課長補佐 高橋修也君

教育委員会教育長 天野政俊君
 教育委員会教育部長 阿部良雄君

選挙管理委員会委員長 高田豊君
 選挙管理委員会事務局長 日下聡君

農業委員会会長職務代理者 畑雄二君
 農業委員会事務局長 高田裕二君

監査委員 後藤樹人君
 監査事務局長 根布忠幸君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
 次長 門田昌之君

午前10時00分

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

農業委員会会長今田邦彦君は、本日都合により欠席のため、会長職務代理者畑雄二君が代理出席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 森 明人議員

2番 伊藤真久議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第78号「美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件」ないし順序37、議案第113号「令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）」の以上37件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第78号ないし陳情第1号の以上6件について、楠総務文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第78号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件、議案第79号美唄市延滞金徴収条例の一部改正の件、議案第80号美唄市放課後児

童施設条例の一部改正の件、議案第81号美唄市体育センター条例の一部改正の件、議案第82号美唄市火災予防条例の一部改正の件、及び陳情第1号「総合計画」を議会の議決事件にすることを求める陳情の以上6件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月8日、委員会を招集して審査いたしました。初めに、議案第78号に対する質疑・答弁について申し上げます。感染症防疫業務手当について、今まで支給実績があるのか、また国が定めた額と一緒という理解でいいのか、との質疑に対し、最近の支給実績はない。また、金額については、国の法改正と同額で、国公準拠と考えている、との答弁がありました。

次に、議案第80号に対する質疑・答弁について申し上げます。南美唄小学校での放課後児童施設の利用状況について、との質疑に対し、現在、12名の放課後児童が登録している、との答弁がありました。

次に、議案第81号に対する質疑・答弁について申し上げます。体育センターは直営の施設か、また、職員の配置状況について、との質疑に対し、体育センターについては、直営で実施しており、職員については会計年度任用職員3名で運営している、との答弁がありました。

次に、議案第82号に対する質疑・答弁について申し上げます。今回の改正により、美唄市の事業所の中で影響が出る場所はあるのか、との質疑に対し、今回の改正は、急速充電設備に関することで、プラグインハイブリッド外部から電源を供給する車両の充電設備とな

ることから、一般の事業所での取り扱いや影響はないと考えている、との答弁がありました。

なお、議案第79号に対する質疑はありませんでした。

次に、陳情第1号についての、審査における主な内容について申し上げます。本陳情の趣旨は、総合計画策定にあたって、議会の議決を求めるものであります。まず、審査の進め方において、陳情者を参考人招致し、直接、陳情者の想いを委員会で伝えてもらう機会を議会として作り、それから審査を行うことが出来るよう全体の合意形成をしてはどうかとの発言があり、主に次のような意見がありました。

賛成の意見としては、陳情書の趣旨は理解するが、内容において、陳情者の意がわからないことから、話を聞きたいと思っているため、参考人を招致するべきとの意見。

反対の意見としては、現在、市議会では、総合計画調査特別委員会において議論をしているところであり、議決事件とならないとはいえ、議会側の質疑で執行側は対応しているため、参考人を招致しなくてもよいという意見と、陳情書における総合計画の策定、変更または廃止という、すべてを議会の議決事項とすることに違和感を感じる。これまでも変更等があった時は、議員協議会等で報告を受けており、議会議論もしてきたと認識している、との意見がありました。

以上の経過から、意見が割れたことにより、起立採決の結果、参考人を招致する件については、否決されました。

次に、審査の内容の主なものについて申し

上げます。

賛成の意見としては、議会の最大の役割は、意思機関として市民の意思を議会の場で議決するというのが最大の役割である。調査については、その結果を執行側に伝えるが、内容に関して執行側に実施する責務はないため、議決事項とする審査では大きく異なるものである。上位計画である総合計画に、議会は責任を持つべきで、執行者側に実行させる姿勢が必要と考えることから、採択すべきとの意見と、反対の意見としては、現在市議会としては、総合計画調査特別委員会を設置し、議論しているところであり、議決案件ではなくても、内容は議決案件と同様に審議し、議会としての役目を果たしている。議会側の質疑等に対しては、議論の内容について理事者は対応するものと考えことから、議決権について条例を制定しなくても、住民の意思が反映できると考えている。また、基本構想についてはすでに行政側の説明を終えており、時期的な問題もあることから願意に沿いたいという意見がありました。

結果といたしまして、議案第78号ないし議案第82号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、不採択すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 次に、議案第83号ないし議案第107号の以上25件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗君（登壇）

ただいま議題となりました、議案第83号美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件、議案第84号美唄市税条例の一部改正の件、議案第85号美唄市介護保険条例の一部改正の件、議案第86号美唄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例制定の件、議案第87号美唄市空家等対策協議会条例制定の件、議案第88号市立美唄病院診断費及びその他料金徴収条例の一部改正の件、議案第89号指定管理者の指定の件（美唄市南美唄地区共同浴場）、議案第90号指定管理者の指定の件（美唄市峰延福社会館）議案第91号指定管理者の指定の件（美唄市茶市内福社会館）議案第92号指定管理者の指定の件（美唄市光珠内福社会館）議案第93号指定管理者の指定の件（美唄市東福社会館）、議案第94号指定管理者の指定の件（美唄市南福社会館）、議案第95号指定管理者の指定の件（美唄市日東福社会館）、議案第96号指定管理者の指定の件（美唄市西美唄福社会館）、議案第97号指定管理者の指定の件（美唄市中村福社会館）、議案第98号指定管理者の指定の件（美唄市茶市内中央福社会館）、議案第99号指定管理者の指定の件（美唄市東明西福社会館）、議案第100号指定管理者の指定の件（美唄市東4条福社会館）、議案第101号指定管理者の指定の件（美唄市北福社会館）、議案第102号指定管理者の指定の件（美唄市開発福社会館）、議案第103号指定管理者の指定の件（美唄市癸巳福社会館）、議案第104号指定管理者の指定の件（美唄市総合福祉センター）、議案第105号指定管理者指定の件（美唄市立茶市内双葉保育園）、議案第106号指定管理者の指定の件（美唄市立進徳保育

園)及び、議案第107号指定管理者の指定の件(ピパオイの里プラザ)の以上25件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月8日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第86号に対する質疑・答弁について申し上げます。今回の条例制定により適用となる特定用途制限地域の中に、農村環境保全地区として茶志内町や光珠内町が適用区域となっているが、これらの地域は国道12号線の沿線でもあることから、今後美唄市が発展していく際に支障にならないのか、との質疑に対し、これらの地域については、現在も小規模ながらではあるが、市街地が形成されていることも踏まえ、あくまでも現状から居住環境が悪化しないような観点で制定するものであり、決して全てを抑制するものではないとの答弁がありました。

次に、議案第87号に対する質疑・答弁について申し上げます。美唄市の直近の空き家の戸数について。また、道路に面している倒壊の可能性のある空き家の戸数について、との質疑に対し、今年度の調査結果では空き家の戸数については689戸となっている。また、道路に面していて、倒壊の可能性のある特定空き家と言われるものについては、現在詳しい数字は把握していないが、来年度、北海道が出している判断基準に基づき調査していこうと考えている、との答弁がありました。

次に、案第89号に対する質疑・答弁について申し上げます。南美唄地区共同浴場の過去3年間の利用人数と、直近の収入について、との質疑に対し、南美唄地区共同浴場の利用

人数について、令和元年度が3,929人、平成30年度が4,417人、平成29年度が5,118人となっており、収入については、令和元年度は245万6,220円となっている、との答弁がありました。

次に、議案第105号及び議案第106号の以上の2件についての質疑・答弁は、へき地保育所の指定管理者の指定の件であることから、一括してご報告を申し上げます。福祉会館の指定管理期間は5年となっているが、保育園の指定管理期間が3年になっている理由について、との質疑に対し、へき地保育所の指定管理期間が3年になっている理由については、美唄市の出生児数は年々減少傾向であり、入所児童数も減少傾向であることから、利用者を推測し、今後も地域で安定した運営を行うことができるよう、指定管理期間を3年としている、との答弁がありました。

なお、議案第83号ないし議案第85号、議案第88号、議案第90号ないし議案第104号、議案第107号、以上20件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第83号ないし議案第107号の以上25件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第108号ないし議案第113号の以上6件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村知重君(登壇) ただいま議題となりました、議案第108号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第8号)、議案第109号令和2年度美唄市国民健康

保険会計補正予算（第3号）、議案第110号令和2年度美唄市下水道会計補正予算（第1号）、議案第111号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）、議案第112号令和2年度市立美唄病院事業会計補正予算（第3号）及び議案第113号令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしましては、12月9日、委員会を招集して、審査いたしました。

初めに、議案第108号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。初めに「農業振興事業（スマート農業推進）」について、スマート農業の申請数が74件となっているが、その内訳はどうなっているのか、との質疑に対し、74件申請はすべて経営体からの申請となっており、内訳については、GPS付きガイダンス、田植機やトラクターを含む自動操舵システムの申請が46件、ドローンが5件、水管理システムが1件、その他としてトラクターの後ろに付けるスマート農業機械が22件となっている、との答弁がありました。

次に、「特産品情報発信促進事業」について、ふるさと納税の寄附額が年々増額となっているが、その要因と今後の取り組みについて、との質疑に対し、掲載サイトを3から5に増やすとともに、サイト間でばらつきがあったものを可能な限り、同じような内容の掲載とし、また出品数を300品目から818品目としたことにより、寄附額が増えたと考えられる。今後さらに寄附額の増を図るためにも、サイトの見やすさを改善し、魅力的な特産品を紹介していきたい、との答弁がありました。

次に、債務負担行為の限度額に金額を入れないのは、例外的なものであり、見込める予算については、しっかり見込んだうえで、数字を入れるように研究していくべきと考えるがどうか、との質疑に対し、債務負担行為については、基本的には予算であるため、限度額の予算数値が入るのが基本的であると考えますが、他市の状況、国の一定の法改正のもとに、例外的な取り扱いということで、文言を表記するという解釈に立って、予算を提案している。今後のあり方については、原理原則にたって必要な検討を進めるべき内容だと理解している、との答弁がありました。

次に、議案第112号の質疑・答弁について申し上げます。特殊勤務手当の支給については、一定のルールがあるものの、その時々に応じた臨機応変な対応が求められることも多々あると思うが、手当の支給漏れが発生しないよう、どのような対応・対策を考えているのか、との質疑に対し、特殊勤務手当の支給の方法等について、他の自治体の状況を確認しながら進めており、実績の部分については、事前に命令等を出していない場合でも、外来や病棟の日誌や、臨時発熱外来で、発熱患者を仕分けする際の実態を把握し、遅滞することなく手当の支給を行うこととしているとの答弁がありました。

なお、議案第109号令和2年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）ないし議案第111号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第3号）及び議案第113号令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案108号ないし議案

第113号の以上6件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げて、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより議案第78号ないし議案第82号について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第78号「美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件」ないし議案第82号「美唄市火災予防条例の一部改正の件」**の以上5件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、陳情第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1番森明人議員。

●1番森明人議員(登壇) ただいま議題となりました、陳情第1号「総合計画」を議会の議決権にすることを求める陳情について、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に反対であります。以下、その理由と若干の意見について申し上げたい

と思います。

「総合計画」を議会の議決事件にすることを求める陳情は、議会に議決権を行使できるようにし、住民の意思が反映できるようにすべきとしています。現在市議会では、総合計画調査特別委員会を設置し、議論をしております。調査特別委員会では、議決案件にならないとはいえ、内容は議決案件と同様に審議しており、議会側の質疑等に執行側は対応するとともに、その議論を総合計画に反映するものと考えております。また、総合計画の策定にあたり、執行側は総合計画審議会を経て、さらに市民検討委員会でも市民の意見を十分に反映しながら、策定に取り組んできているところです。

そのことから、陳情書にある住民意思の反映はされると考えますし、第7期総合計画が単なる執行機関の構想にもならないものと考え、議会としてはその役目を果たせることから、議決とする条例を制定しなくてもよいと考えます。

以上申し上げまして陳情第1号につきましては、願意に沿いがたく、反対いたします。何卒、各議員におかれましては、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、反対討論いたします。

●議長金子義彦君 10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員(登壇) 私は討論のためにこの壇上に立ちまして、昨年12月12日の討論のことを思い出しています。美唄が世界に誇る貴重な財産、栄幼稚園の廃止が決まった場面でした。市民の願いに応えることができなかったことの悔しさが込み上げてきます。そして、議論がかみ合わないまま意思決定さ

れた議会のありように、怒りにも似た思いを忘れることができません。このたびの討論が、議会の責任を十分に果たし、市民からより信頼される、議会に近づくきっかけにしたい。そんな思いで討論の中身に入ります。

私はただいま議題となりました陳情第1号「総合計画」を議会の議決事件にすることを求める陳情を不採択とした委員長報告に同意できません。私はこの陳情に賛成し、採択する立場で発言いたします。

この陳情の要旨は、まちづくり基本構想についての法律上の変遷に触れ、本市まちづくり基本条例に基づく、最上位の計画が総合計画であること。議会は総合計画を執行機関のみのものでせず、議会の議決を伴う正規の総合計画であるべきとした上で、具体的に総合計画の策定と改廃、及び市長公約との整合性をとることについて希望した内容となっています。私はこの陳情の趣旨を次のように読み取ります。

まず、地方自治法等の関連ですが、2011年の改正により、基本構想の策定義務がなかったことによる、地方の自由度は拡大したと考えています。それは法律で総合計画については、基本構想、そういう表現を法律でありましたが、この縛りを外すことで、それぞれの自治体が、いわゆる3層構造とされる総合計画をどのような内容とするか、自主的に判断し、定めるためのきっかけを作った法改正だと考えるからであります。

次に、まちづくり基本条例との関連についてですが、まちづくり基本条例の第7章において、総合計画は市政運営の基本原則として位置付けられていること。その第2条に、総

合計画は基本構想と、基本計画を具体化する、基本構想を具体化する基本計画のいわゆる2層であること。このことを定義した上で、その策定を義務づけていること。第24条の第2項には、総合計画についての行政評価を行い、進行管理を行い、結果の公表を市民にすることとし、第25条には、財政運営は総合計画と整合性を持ち、中長期の財政見通しのもとに、予算の編成執行に当たることを定めています。つまり、総合計画は市政運営の原則と位置付けていると同時に、市議会の議決を要する予算を定めること。決算を認定すること。そして決算認定に付される行政評価と関連し、文字どおり、すべての行政運営に繋がる最上位のマスタープランということが出来ます。このたびの陳情は、総合計画を正規なものであるべきとし、議会の議決が必要であることを求めています。私はこの主張は至極、最もなことと考えます。それは、今ほど指摘をしたように、予算を定めること、決算を認定することが議決事項とされているのに、その上位にある総合計画に議会の意思が反映されない。意思機関としての議決権がないとしたら、本末転倒、意思機関としての議会の役割を果たしていることにならないと思うからです。

議会の議決の必要を認める考え方の二つは、下位計画が議決対象になっていることです。それは、過疎地域自立促進市町村計画についてであります。これは過疎地域自立促進特別措置法の第6条で、計画の策定に議会の議決を必要としていることです。いかに法律に書いてあるからといっても、総合計画をスルーしては、議会の関与との関係で整合性

がとれないこととなります。議会の議決は必要と考える。三つ目の理由は、まちづくり基本条例第5条、議会条項との整合性です。同条例第14条に市議会の責務が規定されています。一つに、議決機関として長期的展望を持つこと。二つに、会議は討論を基本とすること。三つに、意思決定の過程と妥当性を明らかにすること。この3項目です。長期的展望を持って意思決定に臨むとともに、市政の点検、改善とその実施を求め、活動しなければならない。これは第14条の1項の条文ですが、ここにあるように、長期的展望は総合計画にあります。ここでも議決が伴う必要があることを示唆しています。これまでもる申し上げてきた法改正のこと。これは地方の自由度が拡大したと理解すべきであること。まちづくり基本条例にある市政運営の基本原則に位置付けられていること。総合計画を議決事項にすることで、予算を定めることをはじめ、議決事項との整合は図られること。同じく下位計画が議決対象で、その上位にある総合計画が対象外では本末転倒であること。そして、まちづくり基本条例にある議会の責務を果たす必要があること。それを陳情に賛成する理由として、申し述べてきます。言うまでもなく、議決権は議会の中心的権能であります。議会みずから、その権能を手放すことは、市民の声を議会が受けとめ、市政に反映することを手放すことにも繋がりがねません。ぜひ、議員諸兄には、ご賛同をいただきたいと思えます。

次に、ただいま森議員の討論の内容について、反論を試みたいと思えます。

一つに、総合計画は調査特別委員会で審議

している。調査をして、その過程において、執行側は計画に反映してくれるはずだということをお話しておられました。二つに、総合計画は市民検討委員会で検討し、住民意思が反映される。このことを話されておりました。三つには、執行機関だけの構想ではない、そういうこともお話しでありました。私は、調査権と審議議決権、このことをごっちゃにした討論であると思えます。調査は何のためにあるか、意思機関の役割は地方公共団体の、そして議会の意思を決定をすることであり、調査はその答弁について、法律的縛りは全くありません。これらが執行側に計画に反映される。このことを主張される根拠と相容れないわけであります。私は、これらの討論に關しましては、論旨は成り立っていない。この主張は破綻していると言わざるをえません。以上が反論であります。

最後に、2点意見を申し述べます。1点は、陳情案件提案に至るプロセスについてです。このことについては、12月1日の本会議の議長報告への質疑で明らかになっており、議長が陳情書の取り扱いを当初不受理としたことは、侵してはならない不手際です。幸いにも本会議のやりとりで明らかになったように、判断を誤ったということで軌道修正をされました。これは私にとっては救いでありませぬ。しかし、この不手際にあたって、謝罪と反省の弁がなければならないと思えます。駄目押しと言われるかもしれませんが、ここに、議会要覧の8ページの一文を申し上げます。市議会への請願・陳情、市民は、市政についての要望があるときは、誰でも市議会に対し請願・陳情をすることができます。紹介議員

のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、その取り扱いは美唄市議会の場合は全く同じです。請願、陳情は、委員会で内容を審査し、本会議で採択、不採択の結論を出します。採択することに決定をした場合には、市議会はこのことを市長などに送り、その実現を図ります。議会の議決結果については、賛否にかかわらず、提出者に通知します。これは、いわゆる会議規則135条の陳情の処理、そして請願の扱いについて、要約をしたものであります。そして、請願陳情の書式例として、例がここに示され、これは私ども議員だけでなく、市民の皆さんにもお示しする内容であろうと思っています。ぜひ今後ともですね、判断ミスを起こされないことを肝に銘じていただきたい。このように思います。意見の提案に至るプロセスの二つ目であります。総務・文教常任委員会における参考人の対応については、先ほど委員長報告がありました、12月8日の総務・文教常任委員会において、参考人を招致し、直接考えを伺う機会を作るべし、との声はかき消され、参考人招致は実現しませんでした。このことは、いかに議会側に参考人招致の主体性があるとはいえ、市民が市政に参加する、そして意見表明をする。このことを市民の権利として、まちづくり基本条例第10条に規定している内容にそぐわない扱いとなったわけであり、この市民の市政参加のあり方に、議員全体が共通認識を持って、再考していくきっかけにしていきたい。このことを強く訴えたいと思います。

もう一つの意見に関しましては、陳情者に対する感謝の念であります。陳情者は、憲法、地方自治法、その経過含めて精査をされ、じ

っくりその問題に向き合っただけでなく、陳情・請願に関する自らのレポートを添えて、事前に何人かの議員さんに要請をしたと承知をしています。私のところにもまいりました。これらのご努力、改めて陳情・請願とは何かということに勉強する機会をいただきました。このことを心から感謝し、討論にかえる次第です。ご清聴ありがとうございます。

●議長金子義彦君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案不採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

起立少数であります。

よって、陳情第1号「**「総合計画」を議会の議決事件にすることを求める陳情**」は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第83号ないし議案第107号について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号「美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件」ないし議案第107号「指定管理者の指定の件」の以上25件は委員長報告のとおり決定されました。

これより、議案第108号ないし議案第113号について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第8号）ないし議案第113号令和2年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）の以上6件は委員長報告のとおり決定されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、桂沢水道企業団議会議員選挙を行います。

本件は、前任の山上他美夫議員の辞任に伴い、補充として選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙すべき、本企業団議会議員の数を1人とし、選挙の方法は地方自治法第118号、第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

桂沢水道企業団議会議員に桜井龍雄副議長を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、桜井龍雄副議長を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました桜井龍雄副議長が桂沢水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました桜井龍雄副議長が議場におられますので、本席より、会議規則第32条第2項の規定による、告知をいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。

選挙管理委員会委員に、中田礼二君、熊谷正美君、大野賢治君、橋本守君を選挙管理委員会委員補充員に、鈴木順一君、山角和明君、野村敏行君、横山幸男君、以上の被指名人をもって当選人と定めること、並びに補充員の順序は指名順序によることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**美唄市選挙管理委員会委員及び同補充員**は、指名の通り**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、議案第114号「美唄市監査委員選任の件」ないし日程の第7、議案第116号「美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件」の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第114号美唄市監査委員選任の件であります。本件は、後藤樹人委員が12月31日をもって、任期満了となりますので、本市監査委員として、新たに西尾正氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第115号美唄市教育委員会委員選任の件であります。本件は、斎藤実委員が12月18日をもって、任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、新たに要覚忍氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第116号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。本件は、今野守委員が12月26日をもって、任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、今野守氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第114号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第114号「美唄市監査委員選任の件」**は原案のとおり同意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第115号については、別にご発言もないよう

ですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第115号「美唄市教育委員会委員任命の件」**は、原案のとおり合意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、議案第116号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第116号「美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件」**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

この場合、12月31日をもって監査委員としての任を終えられます、後藤樹人君及び、12月22日をもって、選挙管理委員会委員長を退任されます高田豊君からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、後藤樹人君。

●監査委員後藤樹人君（登壇） 発言のお許しいただき、ありがとうございます。私は12月31日をもって任期満了により、監査委員を退任させていただくことになりました。4年間、監査業務という貴重な経験をさせていただくとともに、市会議員の皆様には、多くのご指導、ご支援を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

今、新型コロナウイルスが再び全国に感染拡大し、社会情勢が厳しい状況となっておりますが、このような世の中であっても、美唄

市の一層充実を発展されますよう、心から祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

●議長金子義彦君 続いて、高田豊君。

●選挙管理委員会委員長高田豊君 発言の機会をいただきありがとうございます。このたび、12月22日の任期を持ちまして、お許しをいただき、一言、ご挨拶を申し上げます。任期8年の長きにわたり、選挙管理委員会委員として、また、この4年間、委員長を、この間各種の選挙がございましたが、職責を全うすることができたのではないかと思うところであります。これもひとえに市議会議員の皆様、市理事者の皆様、また、市民の皆様のご理解とご協力によるものと心から感謝を申し上げます。

最後に、美唄市のますますのご発展と皆様のご健康、ご活躍を心よりご祈念申し上げます。退任のごあいさつとさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。

●議長金子義彦君 次に日程の第8、意見書第8号「コロナ禍による地域経済対策を求める意見書」ないし日程の第11、意見書第11号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書第8号及び意見書案第9号の以上2件について、8番松山教宗議員。

●8番松山教宗君（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第8号及び意見書案第9号につきまして、案文を朗読し、提案理由

の説明に変えさせていただきます。

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

日本農業をめぐっては、TPP11や日米貿易協定など大型FTAが相次いで発行されるなか、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定での国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済の影響が懸念されていました。そうしたなか、1月15日に新型コロナウイルス感染者が、国内で初めて確認されてから、この間、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大が今もなお爆発的に広がっています。感染拡大によって、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している、我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症においては、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、日本においても感染が全国的な広がりを見せており、一日当たりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲などの自粛を求める機運が高まっています。しかしながら、国は経済の活性化を図る取組みと感染防止対策の両立を進めていますが、同時に、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃も深刻化しています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳酸品、小麦、小豆、砂糖など需要が大幅に

減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。特に、米においては、新型コロナウイルス等の影響による大幅な消費減少に加え、主産地が豊作基調にあることから需給が緩和しており、来年に向けては大規模な減産が求められています。

コロナ禍の終息が見られない状況において、美唄市はもとより、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続出来るよう、新型コロナウイルス対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応頂きますよう要望致します。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで、経済損失が拡大し地域社会全体の影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応を図ること。

2. 新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需要・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても、抜本的な見直しを図り需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意

見書を提出します。

令和2年12月10日

北海道美唄市議会

経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める意見書

北海道における子実用とうもろこしの栽培は、転作畑での土づくりと適正輪作の確立を目指し、道立総合研究機構中央農業試験場の全面的なバックアップを受け、平成20年の試験栽培を端緒に現在では約400ヘクタールまで栽培面積が拡大しています。

道内には約10万ヘクタールの転作畑があり、そこで栽培する作物の経済性を高めることが水田農業地域における極めて重要な課題であることから、道は高収益作物として各種野菜や花き類の作付け振興を展開し、大きな成果を上げています。

一方、転作畑の畑作物として麦類や豆類の作付けが進みましたが、転作畑特有の透排水性不良に伴う生育不良や、連作傾向の定着による各種土壌病害の多発などの問題が顕在化し、道立総合研究機構による技術開発や品種改良とその普及活動により改善がされたものの、十分とは言えない状況にあり、その根本的な原因は、転作畑における畑作物目の選択肢が少ないこととあります。

秋まき小麦と大豆、特に秋まき小麦に偏った作付けが定着し、それが収量と品質の不安定さの要因となっていました。子実用とうもろこしを導入した輪作体系では、多量有機物の圃場還元と透排水性改善などによる土づくりが進み、麦類（秋まき小麦、春まき小麦）

や豆類の収量と品質を飛躍的に向上させる効果が認められています。

さらに、子実用とうもろこしは病虫害防除の必要が無い他の作物に例を見ない省力型作物であり、収量的には他の穀類が追随できない多収性作物（700Kg以上/10a）という特徴があります。

しかし、子実用とうもろこしの経済性は、収穫子実の用途によって大きく左右されている実態にあります。これは、経営所得安定対策において、戦略作物助成、産地交付金における高収益作物等拡大加算、水田農業高収益化推進助成などの措置が、収穫子実を飼料用として利用する場合に限って適用する方針であることに起因しています。

本市においても、平成23年より新たな転作作物として可能性を検証するため試験栽培に取り組み、転作畑での課題解決に大きく寄与する効果を認めているものの、その経済性は再生産可能な水準に程遠く普及に至っていない状況であります。

子実用とうもろこしは、その用途を問わず北海道農業の主要品目として位置づける作物であり、わが国の食料自給率の向上に大きく貢献できる作物であります。

以上のことから国は、子実用とうもろこしの生産とその利用を振興するため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 経営所得安定対策に適用する作物に、子実用とうもろこしを加えること。
2. 子実用とうもろこしを、畑作物の直接支払交付金の対象作物に加え、数量払、面積払

を他の対象作物同様に措置すること。

3. 水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成、産地交付金の高収益作物等拡大加算、水田農業高収益化推進助成における対象作物の表記を改め、子実用とうもろこし（食用、飼料用）を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月10日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書第10号及び意見書第11号の以上2件について、1番森明人議員。

●1番森明人議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第10号及び意見書案第11号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たしました。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言えない現状です。

例えば、被害直後から公費によって弁護士

の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていません。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しています。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な処置を講じること。

2. (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。

3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。

4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。

5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年12月10日

北海道美唄市議会

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、本市の現状として、不妊治療の助成を受けている市民も増えており、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担と負担になっている場合が多いところです。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃を含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望します。

記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4. 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年12月10日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただけますよ

うお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書第8号ないし意見書第11号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第8号「コロナ禍による地域経済対策を求める意見書」**ないし**意見書案第11号「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」**の以上4件は、原案のとおり**可決**されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第4回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前11時15分 散会

